



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

300 和歌山県と有田聖苑事務組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約（市町村課）..... 1

告 示

和歌山県告示第300号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、公平委員会の事務の委託を次の規約により有田聖苑事務組合から受けた。

平成31年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と有田聖苑事務組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 有田聖苑事務組合は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、有田聖苑事務組合が負担し、これに相当する金額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と有田聖苑事務組合管理者が協議して定めるものとする。

（委任）

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と有田聖苑事務組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。